

## R5.1 事業説明会で頂いた意見について

令和5年1月25日から31日にかけて各自地区で事業説明会を計4回開催させていただきました、皆様方から質問やご意見を頂きました。

今回、説明会での主な質問やご意見を下記のとおりまとめております。説明会での回答に補足している部分もありますので、ご確認ください。

### ○事業の必要性について

国道 197 号鶴崎拡幅の事業区間は、大分市東部地区と大分市中心部を結ぶ重要な路線ですが、交通混雑など安全な通行の支障となっています。本事業は、現行2車線の道路を4車線に拡幅する事業です。4車線化により、交通容量を拡大し幅員狭小等も解消することで走行環境を改善します。また、あわせて歩行者・自転車の通行空間を確保することで、安全性の向上も図ります。

事業化に際しては、将来交通量も踏まえた費用対効果分析等の検討も行っていますので、ご理解とご協力をお願い致します。

### ○地下道について

利用実態の調査を行った結果、日常的に約9割は鶴崎小学校児童が通学時に利用しています。児童の安全性を考慮し、小学校より地下道存続の要望もあったことから、延伸する方向で検討を進めていきます。

### ○歩道の幅について

乙津交差点から乙津橋の歩道までの間は 3mの自歩道区間として自転車と歩行者が共存する形式としています（施設帯を含むと歩道全幅は 3.5m）。乙津橋から鶴崎橋までの間は自転車道区間として、歩行者のみ通行する2m、自転車のみ通行する2mの幅をそれぞれ確保します（施設帯を含むと歩道全幅は 4.5m）。

### ○用地買収について

土地は1筆ずつ鑑定を行います。また、建物補償は補償調査会社による調査を実施し算定を行います。補償額の算定に必要な書類の提出をお願いする場合があります。一人ひとり状況が異なりますので、今後の個別交渉の中で相談させていただきたいと考えています。

交渉時期は、令和6年度から令和11年度を予定しており、鶴崎駅前から志村交差点に向けて進める予定としています。令和7年度から工事を予定している大野川に架かる新設橋梁工事に関連する箇所の用地交渉箇所については、先行する可能性があります。

交渉日程については、土木事務所からの連絡をお待ちください。

## ○植樹について

鶴崎工区では植樹帯を設置する区間が一部発生します。植樹帯には、地表面を覆う目的をもって植栽される「地被類」を想定しており、現況の様な高木等による整備はしない方針としています。なお、植樹帯のスペースは無電柱化に伴う地上機器の設置場所にもなります。

## ○都市計画道路について

国道197号鶴崎拡幅道路改良事業の整備区間は、都市計画道路「駄ノ原細線」という大分市中心部と東部地域を結ぶ区間の一部として位置づけされております。

都市計画道路とは、計画的な都市づくりのために都市計画法に基づきながら整備を行う道路となります。

## ○バス停車帯について

公安委員会（警察）、バス運行会社とバス停車帯のあり方について協議を重ねてきました。今回の事業区間では、4車線化に伴い、バス停車による現道交通への影響が少ない点や、用地買収を極力少なくするため、バス停車帯は設置しないこととしています。

## ○押しボタン式横断歩道について

鶴崎駅前交差点から中鶴崎二丁目交差点内の3箇所の押しボタン式横断歩道については、2箇所に統合する計画としています。統合の関係でバス停の位置が変更となる箇所があります。

## ○街路灯等について

鶴崎工区内の現況歩道部に設置されている街路灯やベンチ・モニュメント等については、施設を管理している自治会や商店街連合会と協議を進め、必要な施設を拡幅後の道路に移設する方向で検討を進めて参ります。

その他、事業進捗にかかる情報共有や、専門的用語の質疑や説明会日程の調整など、様々なお意見をいただきました。

今後の事業進捗については、いただいたご意見を参考にしつつ、これまで同様に「かわら版」などによる情報共有に努めて参ります。

不明な点などありましたら、土木事務所あて連絡をいただくと個別に対応いたします。